# 加算税免除制度における裁量性判断

国税通則法六五条等に規定する「正当な理由」該当性判断にみる不当・酷説

井 克 彦

酒

はじめに

法規裁量としての加算税

II不当な結果となる場合の「正当な理由

「正当な理由」の不当性判断による裁量的領域への侵食

結びに代えて

はじめに

租税法律関係における行政判断では基本的には裁量性が否定されているところであるが、例外的に、 例えば、

青色申告承認の取消しなどの課税庁による行政処分についてはこれが肯定されていると解される。

ても同様に、 国税通則法六五条 裁量的取扱いは否定的に解されるべきであると思われる。この点、「正当な理由」があると認めら 《過少申告加算税》ないし六九条《加算税の税目》に規定されている加算税の取扱いについ

れに当たると解されているが、ここにいう不当性が行政判断の不当性を意味するものであるとするならば、 れるものがある場合の加算税免除規定については、加算税を課すことが「不当若しくは酷」に該当する場合にこ 裁量

本稿では、この辺りの法的問題について、 青色申告承認取消事件における不当性判断などを素材として 正

性を否定する原則との間に衝突が起こることになりはしないのであろうか。

な理由」該当性判断における不当性を考えることとしたい。

### 法規裁量としての加算税

Ι

のでもないことは明白であるから、 裁量事項と解されるから、 な理由があると認められるものがある場合』に該当するかどうかは、 『正当な理由 につき『正当な理由』 算の基礎とされなかったことについて正当な理由があると認められるものがある場合』と規定し、 ない特別要件として、『納付すべき税額の計算の基礎となった事実のうちにその修正申告又は更正前 かかる事態を回避する目的のために設けられていること、かつ、この目的にしたがって過少申告加算税を賦課し 過少申告加算税を賦課すると事情によっては納税義務者にとって苛酷な結果を招来することもあり得ることから、 ついてこれを見るに、 横浜地裁昭和五一年一一月二六日判決(訟月二二巻一二号二九一二頁)は、「同条〔筆者注:国税通則法六五 とは立法技術上止むを得ず用いられた不確定概念と考えるのが相当であるし、又右にいう の有無を判断すべきかについて一つの基準を示している。したがって、同条二項にいう 同条二項 行政庁の自由裁量を許したものでもなく、 〔筆者注:現行五項〕 この規定が憲法三一条に違反するということはでき〔ない。〕〔傍線筆者〕」と の法意が同条一項の課税要件を具備するすべての場合に 法の解釈適用の問題として、 まして行政庁に恣意的な解釈を許容したも 如何なる事実 の税額の計 わゆる法規 Ē

他方、

して、「正当な理由」があると認められる場合に加算税を免除する国税通則法六五条五項が行政庁の自 1由裁 量

許容したものではない旨を明確に判示している。

に法規裁量であると解するべきであろう。 この点、 加算税の賦課決定は法規裁量による覊束行為であると解されるところ、(3) 加算税の減免についても同

## 不当な結果となる場合の「正当な理由」

 $\prod$ 

### 問題意識

1

る。 よかろう。 果」を招来することもあり得るという点は理解できる。すなわち、税務署長には、 られるべきであるし、そうでない場合にまで「正当な理由」を認めることはできないことをも意味するといって てはいないと解するべきであろう。別言すれば、「苛酷な結果」となるであろう場合には「正当な理由」が認 うとする規定であるが、その際にも、当然ながら、「苛酷な結果」となるであろうことの裁量的判断は認められ いない中にあって、 あると認められる場合であっても加算税を免除する自由な裁量が許容されていないという考え方が背後に存在す このように、 いわば、 国税通則法六五条五項にいう「正当な理由」とは、法律の規定の適用に関する柔軟性が許容されて 加算税の賦課決定が法規裁量事項であるがゆえに、 加算税を課することが苛酷であるという事情がある場合に、加算税を免除あるいは軽減しよ 事情によっては納税者にとって「苛酷な結 納税者にとって苛酷な結果で

軽減されるべきとする見解がある。この立場を採用した場合、加算税の賦課が法規裁量事項であることと整合的

加算税を課すことが不当な結果となる場合にも、「正当な理由」に該当するとして免除されるある

る場合に「正当な理由」に該当するとする考え方を「不当説」、また、加算税を課すことが「不当又は酷な結果」 由」該当性が肯定され得るとする考え方を便宜的に「苛酷説」と呼び、 以下、この点を検討するに当たって、加算税を課すことが「苛酷な結果」になると思われる場合に「正当な理 加算税を課すことが「不当な結果」とな

となる場合に「正当な理由」に該当するとする見解を「不当・酷説」と呼ぶこととしよう。

に理解できるのであろうか。

整理することができそうである。 といえよう。このように、不当説とは、行政当局の行為の妥当性を問題とする場面で展開される考え方であると があつたとは認められ〔ない。〕〔傍線筆者〕」として不当性が否定されており、これは不当説が前提とされた事例 したがつて、控訴人が本件各係争年度の国内源泉所得について税務申告しなかつたことについて『正当な理由 税務官庁が基本通達の発布などの措置により公表しなかつたとしても、 も含めて一般納税者の予測を超えたものとはいえない。そうとすると、法人税の『施行地』に大陸棚を含む旨を、 本国沿岸の大陸棚を法人税法の 頁)においては、税務当局が通達の発遣などをしなかったことが不当か否かが争点とされており、そこでは「日 具体的には、例えば、いわゆるオデコ大陸棚事件東京高裁昭和五九年三月一四日判決(行集三五巻三号二三一 『施行地』に含める法律解釈が、控訴人〔筆者注:第一審原告〕等の外国法人を 税務取扱上、妥当を欠いたともいえない。

払いのときまでには、 あつて、仮に原告が本件処分の対象たる源泉所得税についての徴収及び納付義務の存在をその報酬等を支払つた て、遅くとも本件処分の対象たる源泉所得税のうち最初に法定納期限が到来する昭和四五年一月分の報酬等の支 ステスに支払つた報酬等の所得税が源泉徴収制となり、 また、東京地裁昭和五一年七月二〇日判決 これを知り得る機会が十分にあつたものであり、 (訟月二二巻九号二二九五頁) は、「原告は、(8) 原告が徴収及び納付義務を負うことになつたことについ その後も同様であつたと推認できるので 前記の法改正によりホ

当時知らなかつたとすれば、 たとしてもその者のみに不納付の責を帰することが妥当でないような場合を含むものと解するのが相当である。 るが、必ずしも納税義務者のまつたくの無過失までをも要するものではなく、 の事実が単に納税義務者の法律の不知あるいは錯誤に基づくというのみでは、 かんがみ、このような制裁を課すことが不当あるいは過酷とされるような事情をい な源泉徴収による国税の確保のため課せられる税法上の義務の不履行に対する一種の行政上の 「傍線筆者」」としており、 「国税通則法六七条一項ただし書にいう『正当な理由』 不当・酷説に立った上で不当性に言及している。 この点について原告に過失のあることは到底否定できないものというべきである。」 』 とは、 同条に規定する不納付加算税が適正 これにあたらないというべきであ 諸般の事情を考慮して過失があ 1, 法定納期限までの不納付 制裁であることに

こでは、「苛酷=酷」 に加算税が免除されるのかについての言及はない。法規裁量事項であると論じていながら、 結果」となる場合を「正当な理由」として苛酷説を示しながら、説示の後の方では不当・酷説に転じてい 課することが不当又は酷になる場合をいうもの と述べていながら、「当該申告が真にやむを得ない理由によるものであり、 な結果を招来することもあり得ることから、 前述の横浜地裁昭和五一年一一月二六日判決は、先に引用したとおり、「正当な理 の場合に加算税が免除される理由についての説明はなされているが、 かかる事態を回避する目的のために設けられている [傍線筆者]」としている。すなわち、 かかる納税者に過少申告加算税を賦 前段においては、 由 なぜ行政執行上の妥 なぜ「不当」 につい [傍線筆者] 「苛酷 る。 の場合 节

論は 精緻さを欠いているのではないかとの疑問が浮上する素地があるように思えてならない。これまで、「不当」 かる横浜地裁判決を取り上げて論じることには一定の躊躇はあるものの、ことほどさように、 の関係が法規裁量との関係で十分に研究されてきたであろうか。 この辺りの議

当性を表現すると思われる「不当」なる概念を用いているのかについての説明もない。

### 2 苛酷説と不当説

告加算税は、 解するのが相当である。〔傍線筆者〕」とする。 算税の趣旨に照らしても、 められる』場合とは、真に納税者の責めに帰することのできない客観的な事情があり、 政上の措置である。」とした上で、「過少申告加算税の上記の趣旨に照らせば同項にいう『正当な理由があると認 少申告による納税義務違反の発生を防止し、適正な申告納税の実現を図り、もって納税の実を挙げようとする これによって、 わ ゆるM税理士事件最高裁平成一八年四月二五日第三小法廷判決 過少申告による納税義務違反の事実があれば、 当初から適法に申告し納税した納税者との間の客観的不公平の実質的な是正を図るとともに、 なお、 納税者に過少申告加算税を賦課することが不当又は酷になる場合をいうものと 原則としてその違反者に対し課されるものであり (民集六○巻四号一七二八頁) は、「過少申(⑴) 上記のような過少申告 過 加

それらに加えて、 不可能であったともいえるのであって、 が認められ、 確定申告手続を行ってもらうことを前提として必要な納税資金を提供していたといった事情があるだけではなく、 件不正行為のような態様の隠ぺい仮装行為をして脱税をするなどとは通常想定し難く、 「傍線筆者〕」とするのである。 この判決で注目すべきことは、「不当」について次のように説示されている点である。 租税債権者である国の、 本確定申告書を受理した税務署の職員が収賄の上、本件不正行為に積極的に共謀加担した事実 しかも課税庁の職員のこのような積極的 過少申告加算税の賦課を不当とすべき極めて特殊な事情が認められる。 な関与がなけれ すなわち、 審原告としては適法な ば本件不正 税理 士が

な場合には加算税を課すべきではなかったという観点が、「不当」という意味に含意されているものと思われる。 によっているとはいいながらも、 これは、「不当な結果」となる場合について、「正当な理由」該当性が肯定された事例であるため、 その実、 不当説が採用されているといってもよいかもしれない。 同事件 不当・酷 のよう

であるという考え方が背景にあるものと解される。

加算税を課すことが「酷」になるという場面と「不当」になるという場面は重なる部面が多いとは思われるも

は不当であったということであろうが、 であろうか。 しかしながら、 クリーンハンズの原則の適用事例ともいえるような事案において、<br />
(1) 果たして同事件において、 裁量性の範囲の問題と大きく関連を有する論点であると思われる。 税務署長は、 法規裁量の下で加算税を免除することが可能であ 租税行政庁が加算税を課すこと ったの

## 3 国税庁の誤指導通達と不当性

と。」として、いわゆる誤指導のあった場合の加算税免除を通達している。 少申告となった場合で、かつ、納税者がその指導を信じたことについてやむを得ないと認められる事情があるこ 終改正:令和五年六月二三日〕において、「確定申告の納税相談等において、 認められるとする取扱いがある。 ったにもかかわらず、税務職員等が納税者に対して誤った指導を行い、 このような考え方に接近するものとして、 「申告所得税及び復興特別所得税の過少申告加算税及び無申告加算税の取扱いについて 国税庁は、 租税行政庁職員による誤った指導があった場合に「正当な理由」が 平成一二年七月三日付け国税庁長官通達 納税者がその指導に従ったことにより過 納税者から十分な資料の提出等が (課所四 (事務運営指針)」〔最 ——一六ほ か三課

書を提出することはなかったかもしれないケースであり、 いて誤解を生じたまま確定申告をすることによって過少申告となるようなケースを想定して、そのような場合は ないと解されてはいるものの、 「正当な理由」があると認められるとする通達である。いわば、 本来であれば、税法についての誤解に基づく過少申告等は「正当な理由」があると認められ かかる誤解が税務職員の指導に基因するものである場合に、その指導内容に基 かようなケースにおいてペナルティを課すことが不当 行政庁側のアクションなかりせば、 る事由には当たら 誤った申告

合が馴染みがよいように思われる。このように考えると、 のの、この二つの概念を比較した場合、「不当」は行政庁当局の何らかの行為や行動がその前提にあるような場 加算税を課すことが不当な場面では、 かかる「不当」

を「行政行為として妥当ではない」という意味として捉えることができそうである。

量の不合理な行使たる「不当」を加算税の免除軽減事由とすることに整合的な説明ができるのであろうか。 に違反していないが制度の目的からみて適切でないことをいう、例えば、裁量権のある者が権限の枠内で不適切 程度の裁量の不合理な行使をいう」と解されているのである。裁量権が否定されている加算税領域において、 な裁量をした場合には、違法ではないが不当である」などとされ、あるいは「裁量の範囲逸脱・濫用に至らない<sup>(12)</sup> このことは、「不当」という概念の一般的な意味内容の側面からも説明し得る。すなわち、「不当」とは、「法 裁

# Ⅲ 「正当な理由」の不当性判断による裁量的領域への侵食

## 青色申告承認の取消しと不当性

1

存は、 その程度、 しながらも、「もっとも、 承認の取消し事由に該当する事実があると認められるから、 青色申告承認の取消しについて、不当性が認定された国税不服審判所の裁決例がある。(単) 国税不服審判所平成二二年一二月一日裁決 財務省令に従って行われていないものというべきであり、 記帳状況等を総合勘案の上、真に青色申告書を提出するにふさわしくない場合について行うべきであ 青色申告の承認の取消しは、……所得税法第一五○条第一項各号に該当する事実及び (裁決事例集八一号) 本件取消処分は違法とはいえない。 所得税法第一五〇条第一項第一号の青色申告 は、「請求人の帳簿書類 の備付け、 [傍線筆者]」と 記 録及び保

る。」とする。

まではいえない。」とする。

ほとんどを本件伝票に記載しており、取引そのものの記録は行ってい 当てはめにおいて、 「これを本件についてみると、 請求人は、 不動産所得及び農業所得に係る取

引

0)

び費用は若干の取引を除き定額であり、 いると認 人が本件伝票のほか、 たといえることに照らすと、 照表等の作成は要しないものであり、 録の方法及び記載事項によって記帳を行おうとしているものと認められるから、 そして、請求人は 残高等の記載を追記するなど、整然と、 められ、 ……不動産所得に係る事業のほとんどをJ社又は不動産管理業者を介して行っており、 帳簿書類の備付け及び記録の不備により請求人の申告納税に対する信頼性が損なわれてい ……記帳状況からすると、 通帳及び領収書等を集計して計算した本件各年分の所得金額は、 請求人の帳簿書類の備付け及び記録の不備の程度は、 請求人が、本件伝票を収入、経費及び現金出納等の区分ごとに整理、 かつ、賃貸料収入の大部分が銀行口座への振込みであることから、 かつ、 所得税法施行規則第五六条第一項ただし書に規定する簡 明りょうに整理していれば、 仕訳帳、 財務省令で定める要件を充足し 甚だ軽微なものと認められる。 十分正確性が担保され 総勘定元帳及び貸借 その収入及 易な記

告を維持するにふさわしくない場合とまでは認められないから、 できないとき……に該当するとまではいえない。」として、「以上の事情を総合勘案すれば、 由なくこれに応じないため、その備付け、記録及び保存が正しく行われていることを税務署長が確認することが 分庁が請求人の記帳状況を確認できない状態であったとは認められず、青色申告者が帳簿書類の調 また、「請求人が自発的に本件伝票の存在を主張しなかった、 これに反する原処分庁の主張には理由がない。 [傍線筆者]] というのである。 又は提示しなかったからといって、 本件取消処分は、 不当な処分と評 本件は、 価せざるを得 査に正当な理 直 真に青色申 らちに 原 処

違法ではないとしても、

色申告承認の取消処分は課税庁の裁量権に基づいてなされるものであるとすれば、

範囲内における税務署長の裁量権が与えられていると判断されている。

各号に該当する事実がある場合青色申告書提出承認を取消すべきか否かについて同法は税務署長に合理的な範 行政処分としての妥当性が欠けているという意味において「不当」であると判断される余地はあろう。 内に於いて裁量権を与えているもので〔ある。〕」と判示するように、青色申告承認の取消しについては合理的 この点、大阪高裁昭和三八年一二月二六日判決(行集一四巻一二号二一七四頁)が、「法人税法第二五条第八項(16) 囲

理由附記の内容及び程度について争われた事案であるが、同最高裁は「〔青色申告の〕承認の取消しは、 られないこととなるのである。」としており、課税庁の合理的裁量によって青色申告承認の取消しがなされ しがされたのかを知ることができるのでなければ、その処分につき裁量権行使の適否を争う的確な手がかりが得 るのであるから、 〔筆者注:旧法人稅法二五条八項 現実に取り消すかどうかは、個々の場合の事情に応じ、処分庁が合理的裁量によつて決すべきものとされ 最高裁昭和四九年四月二五日第一小法廷判決(民集二八巻三号四〇五頁)は、青色申告承認取消(エン) 処分の相手方としては、その通知書の記載からいかなる態様、 (現行一二七条一項)〕 各号に該当する事実があれば必ず行なわれるものではな 程度の事実によつて当該取 形式上 通 知書 る点 同 0)

申告者としての相応性判断を前提とした取扱いを明らかにしている。(エダイタズ) 取消通達」という。)も、「個人の青色申告の承認の取消しは、法第一五〇条第一項各号に掲げる事実及びその程 おり、実際に、 個人の青色申告の承認 このように、 記帳状況等を総合勘案の上、 青色申告承認の取消しは課税庁の合理的な裁量の範囲における判断に委ねられていると解(8) 例えば、 の取消しについて(事務運営指針)」〔最終改正:令和三年一二月二日〕 国税庁が発遣した平成一二年七月三日付け国税庁長官通達 真に青色申告書を提出するにふさわしくない場合について行う」として、 (課所四 ―一七ほか三課共同 (以下「青色申告承認 され

を説示している

議論される概念であり、さらにいえば、「不当」概念は裁量権の下での行政処分の妥当性を論じる際の道具とし このように「不当」とは、 違法であるか否かという判断とは別次元の行政処分としての妥当性という観

とする多くの租税訴訟において、「正当な理由」該当性について不当・酷説の下で論じられてきたのである。 え方には、依然として疑問が残ることになりはしないか。そうであるにもかかわらず、これまで最高裁をはじめ ての概念であるともいい得るのではなかろうか。 るわけではないのである。 青色申告承認の取消しが裁量権の下で展開されているのに対して、 そうであるとすると、 やはり不当性判断によって加算税が免除されるべきとする考 加算税制度においては裁量権が認 められ 7

#### 2 不当・酷説

正を図るとともに、 わゆる親会社ストック・オプション訴訟最高裁平成一八年一一月一六日第一小法廷判決 は、「過少申告加算税は、 過少申告による納税義務違反の発生を防止し、 ……当初から適正に申告し納税した納税者との間の客観的不公平の 適正な申告納税の実現を図り、 (集民二二二号二 もって納税 実質的

実を挙げようとする行政上の措置である。

事情があり、 当又は酷になる場合をいうものと解するのが相当である」と判示している。 四項が定めた『正当な理由があると認められる』場合とは、 の趣旨に照らせば、 上記のような過少申告加算税の趣旨に照らしてもなお納税者に過少申告加算税を賦課することが不 過少申告があっても例外的に過少申告加算税が課されない場合として国税通則法六五 真に納税者の責めに帰することのできない客観的

(民集三九巻三号八七五頁)は、「正当な理由とは、附帯税たる過少申告加算税の本質が租税申告の適正を確保し、 このような考え方は、 下級審判決において古くから見られた。 例えば、 神戸地裁昭 和 <u>Fi</u>. 四年八月二〇日

もって申告納

税

制度の秩序を維持するもので、

租税債権確保のために納税義務者に課せられた税法上の

難品 告当時に公表されていた見解がその後改変されたことに伴い修正申告し又は更正を受けた場合もしくは災害又は 料される事情 行に対する一種 由によるものであり、 変更により、 盗難等に関し、 年八月二九日判決 の返還を受けたため修正申告とし又は更正を受けた場合など申告当時適法とみられた申告がその後の事情 納税者の故意過失に基づかずして過少申告となった場合のように、 の存することを指称すると解される〔傍線筆者〕」としていたところであるし、 申告当時損失とすることを相当としたものがその後予期しなかった保険等の支払いを受け又は盗 の行政上の制裁というものであることからすればかかる制裁を課することが不当若しくは酷と思 (税資一三三号五二一頁) も、「『正当な理由がある場合』とは、例えば税法の解釈に関 こうした納税者に過少申告加算税を課すことが不当又は酷になる場合を意味する」と判 当該申告が真にやむを得 神戸 地 裁 昭 和 して申 Ħ.

## 3 行政裁量性と課税実務上の「正当な理由

税庁が発遣する平成一二年七月三日付け国税庁長官通達

(課法七―九ほか三課共同)

「源泉所得税及び復興特

している。

達には示されてい 所得税 0 不 納付加算税 ないものの、 0 取扱 かつての同通達には、 いについ 7 (事務運営指針)」[最終改正:平成二九年一一月二八日] 不納付加算税の免除事由たる 「正当な理由」につい では、 現行

「偶発的納付遅延等によるものの特例」として次のように通達されていた。

0 V すなわち、 ずれ かに該当するときは、 税 「通則法第六七条の規定による不納付加算税を徴収する場合にお の告知に係るものを除く。) 同条第一項ただし書の正当な理由があると認められる場合に該当するものとして がその法定納期 限の 翌日から起算して一か月以 いって、 その基礎となる同 の内に納っ 付され、 か つ、 次 項

務不履

最初の法定の法定納期限に係るものをいう。)であること。」などと示達されていたのである。 取り扱う。」とした上で、 務者が給与等その他の源泉徴収の対象となるものの支払をすることにより徴収して納付すべきこととなった所得税の額 例えば、 「新たに源泉徴収義務者となった者の初回 一の納期に係るもの (当該源泉徴 収

う。) が、 わち、「その年分前七年以内の各年分につき、次の要件のいずれをも満たし、 る。 きを除く。)」などと通達しており、 た金額。 所得金額を加算した金額) 合において、当該更正により減少した部分の純損失の金額 に満たないときを除く。)」とか、「純損失の金額を減額する更正 る所得金額 第一五〇条第一項第三号の規定によりその該当することとなった年分以後の年分について、その承認を取 青色申告承認取消通達は、 また、 当該更正等に係る所得金額の五○%に相当する金額を超えるとき ·····)の 当初の申告に係る純損失の金額 前述した青色申告承認の取消しに係る課税当局の取扱いに類似したものであるといえよう。 同通達は、「今後適正申告が期待できると認められる場合の取消しの見合せ」を通達している。 ーという。) 例えば、「決定又は更正をした場合において、当該決定又は更正後の所得金額 五〇%に相当する金額を超えるとき のうち隠ぺい又は仮装の事実に基づく所得金額 のうち隠ぺい又は仮装の事実に基づく金額 「青色申告の承認を受けている者につき、 裁量的な判断によって青色申告承認の取消しに係る基準を示しているのであ (所得金額があることとなる更正の場合にあっては、 (当該不正事実に係る純損失の金額が五○○万円に満たない (所得金額があることとなる更正の場合にあっては、 (所得金額があることとなる更正を含む。)をした場 次のいずれかに該当する場合には (以下『不正事実に係る所得金額』という。) (以下『不正事実に係る純損失の金額 (当該不正事実に係る所得金額が五○○万円 かつ、今後適正な申告が期待でき 当該所得金額を加算 以 下 『更正等に係 すなわ 消

(純損失が減少した

ないこと」と「既往の調査による不正事実に係る所得金額又は不正事実に係る純損失の金額

ると認められるときは、青色申告の承認の取消しを見合わせる。」として、「青色申告の承認の取消しを受けてい

点である

部分の金額を含む。)が五〇〇万円に満たないこと」を満たした場合には、青色申告承認の取消しを見合わせると いう行政裁量を明確に示しているのである。このような取扱いは、上記の不納付加算税の「正当な理由 」該当性

に対して、不納付加算税の免除事由である「正当な理由」該当性の判断に際しては裁量性が認められないという ここで特に注意が必要なのは、青色申告承認の取消し判断においては課税庁の合理的裁量が許容されて 判断に近接した取扱いであるとみることができるのではなかろうか。 る

租税法領域において裁量による加算税免除を許容することができるか否かという問題は、合法性の原則に支配さ れるとする租税法律主義に抵触する可能性をも意味しているのかもしれない。 判 裁量性が認められないはずの加算税免除事由の領域に不当性判断を持ち込むことは、 断領域に裁量性を持ち込むことになるという意味をも帯有していることになるのではなかろうか。 いわばかかる加算税免除 加えて、

#### 結びに代えて

られる場合の判断において、不当性がその判断基準とされることについての問題点を指摘した。 本稿においては、 加算税の免除事由である「正当な理由」該当性を中心として、「正当な理由」 があると認

ずである。「不当」性が認められる場合に「正当な理由」があるとして加算税が免除される判断が展開されてい 用いることの意義は奈辺にあるのであろうか。 あるともいえる。いわば裁量権行使に係る判断基準として用いられているこの概念を加算税免除の部面 そもそも、「不当」という概念は、 行政処分が違法ではないものの妥当性を欠く場合に用いられてきた概 加算税領域は裁量権が認められないとされてきたのにも におい かわら 念で

付加算税における ることから、 また、国税庁は通達において税務職員等による誤指導のあった場合の「正当な理由」該当性の取扱いや、不納 加算税領域 「正当な理由」 への裁量性による侵食を看取することができるのではなかろうか。 の取扱いなどに裁量による行政判断の余地を通達している (あるいは通達して

きた)ことから、実務においても、

加算税領域への裁量的取扱いの侵食を観察することができるのである。

裁量 裁量権の踰越あるいは濫用があれば、 及ばないものとの理解もあったが、行政事件訴訟法三〇条《裁量処分の取消し》により、 てこの点が軽視されていいとはとても思えないのである。 の峻別 の重要性は訴訟法的には低下しているともいい得るものの、(24) 由裁量と覊束裁量という二分論的理解が展開される文脈において、前者については、 裁量処分の取消しがなされ得ることとなったため、 合法性の原則の支配する租税法律関係に 既に、 自由裁量であっても 自 由 司法審査 [裁量と覊束

 $\widehat{1}$ 判例評釈として、 竹下重人・税通三三巻一四号二四〇頁(一九七八)参照

(税資八八号九九一頁)

も「原告は、同法

〔筆者注

: 国税通則法]

六五条が憲

 $\widehat{2}$ 

千葉地裁昭和五一年六月七日判決

- 法三一条に違反する旨主張するけれども、 のように何ら課税庁の恣意に任せているものではないから、 同条は過少申告加算税賦課の要件及び除外事由を明確に規定しており、 右主張は失当である。」としている。
- 3 政法総論』 る行政行為を覊束行為という 東裁量につい 法律が行政機関に政策的・行政的判断の余地を与えず、厳格に法律による拘束を行い、法律の覊束の 一五三頁(有斐閣二〇二四)、 て、 かかる観念を立てる意義に疑問を呈する見解も有力である (藤田宙靖 『行政法総論〔上〕』一〇四頁(青林書院二〇二〇)。 海老沢俊郎 『行政裁量と衡量原則 (塩野宏 『行政法Ⅰ [増補第二版]』 六二頁 法道具概念としての 〔第六版補訂 (信山社二〇 下で行わ n

4 くと解されるべきであろう。 客観的基準に従って発動されるようにしておかなければならない」と解されている(原田尚彦『行政法要論 人を拘束することから、 版 の恣意専断を抑止し、 行政行為は行政庁が国民の権利利益を一方的に決定する活動形式であり、 〔補訂二版〕〕』 一四六頁 その発動を行政庁の任意に任せておくことは適切ではなかろう。かような視点から、 国民生活に予測可能性を確保するため」には、行政処分は、「あらかじめ定められた一定 (学陽書房二〇一二)。加算税が行政制裁であることに鑑みれば、 しかも、 強力な法定効力をもって関 かかる要請は強く働

り得るが、固定資産税本税の減免と行政制裁の減免とでは議論の性質をやや異にするというべきであろう。 高判)」平成二七年度重要判例解説〔ジュリ臨増〕一九一頁(二○一六))が免除領域では弱く働くと解する余地もあ 示すとおり、「裁量判断の統制密度」(吉村典久「都市計画税を免除する市長の裁量の範囲 川地裁平成一八年一二月二七日判決・裁判所HP、 合理的な裁量に委ねられているとする多数の裁判例(浦和地裁平成一三年三月二六日判決・判時二一九号八四頁: もっとも、 加算税の減免という文脈に関心を寄せれば、 横浜地裁平成二一年七月一五日判決・判時三二八号一○頁) 例えば、固定資産税の減免要件の認定については課税主 (平成二六・九・一七広島

- 七〇頁(二〇一一)、一高龍司・租税判例百選〔第七版〕一三八頁(二〇二一)、深町公信・国際法判例百選 七〇頁(二〇二一)など参照。 判例評釈として、浅妻章如・租税判例百選 〔第五版〕一二八頁 (二〇一一)、古賀衞・国際法判例百選
- 論じられており、別の不当説の考え方に比してやや性質を異にするものであるといえよう。 もっとも、ここでは、過少申告加算税を課すことの不当性というよりも、税務官庁の行っ た行政行為の
- してきたものということができる。このことに加えて、 業務を遂行ないし監督し、課税庁においてもこれに対する態度を明確にしないままこのような実務慣行をい いと解する余地があることなどからして、破産手続においても破産債権の配当について破産管財人には源泉徴収義務 は源泉徴収義務を負わないという実務慣行が形成され、破産裁判所も破産管財人もその旨の共通認識の下に破産管財 不当である旨論じられている。すなわち、同地裁は、「遅くとも平成五年以降、破産債権の配当について破産管財人 大阪地裁平成二○年三月一四日判決(判時二○三○号三頁)では、課税庁が態度を明らかにしてこなか 個別的執行手続等における配当については源泉徴収 わば黙認

うことはできな は ないとする見解にも相応の論拠があるといい得ることをも併せ考えると、破産管財人において、 て破産管財 からぬ面 い。」とする。 人に源泉徴収義務はないとして、これに係る源泉所得税の徴収及び納付をしなかったとしても、 があり、 それをもって当該破産管財人の主観的な事情に基づく法律解釈の誤りにすぎないものとい 破産債権の配当に

説を採用し「正当な理由」該当性を否定している。 関する議 これは行政当局がどのようなアクションを行っていたかという点に関心を寄せる文脈であるから、 国税不服審判所昭和五五年三月一一日裁決 **論を展開するものということができるのではなかろうか。しかしながら、** (裁決事例集一九号七頁) は、「請求人は……①ストリ 同判決は、 結論としては不当・ わば不当 ッ ŕ

なおG税理士独自の法解釈について疑義を抱いたので、その解決を図るための指導を原処分庁に対して求め らみて、本件の源泉徴収に係る所得税はその納付が行われたであろうことが十分推認される。 処分庁を訪れている請求人に対して、何らかの指導を行っていたならば、請求人の従来からの、 とにほかならないと認めるべきである。そうだとすると、 いのであるから源泉徴収の必要がないということをG税理士から聞いたため、 プショウないしヌードショウは、 お の法解釈について疑義を感じたので、C税務署の担当職員に源泉徴収を行うべきかどうかを検討してほ ウの出演料について源泉徴収の必要はないとのG税理士の説明をいったんは信じたものの、 ŋ のことは、 ③当該検討結果についての回答がないため、 従来その源泉徴収事務を滞りなく行ってきた請求人が、たまたま同業者の会合の際、 出演者が舞台において、 更にC税務署長に対し上申書を提出している 本件の源泉徴収をすべきかどうかについて、 いきなり裸体等を観客にさらすもので、 いったんその事務を取止 ②その後、 何ら演技は 近時 迷いながら原 立めたも しい 同税理士独自 納付の事 0 てきたこ ストリ 0)

たことに起因する本件源泉徴収に係る所得税の不納付は、 であるから、 本件不納付 反対の結論を示したものとして、 度に 不当説が採用されていてもよい事例ではないかと思われる。 加算税はこれを取消すのが相当である。」とする。 わたる源泉徴収すべきかどうかの請求人の問い合せに対して、 いわゆるデッドアサンプション事件東京地裁平成 国税通則法第六七条第一項ただし書の これも行政当局のアクションが問題とされ 何ら原処分庁の指導が 七年七月 『正当な理 行 日判 n 決 訟

(8) 判例評釈として、荻野豊・税通一三巻一六号一八二頁(一九七六)参

月

|四卷二号四九三頁)

などもある。

- (清文社二〇一五)参照 「不当」概念と「酷」概念の相違については、 酒井克彦『「正当な理由」をめぐる認定判断と税務解釈』 四二 頁
- 平成一八年度主要民事判例解説〔判タ臨増〕二五〇頁(二〇〇七)、浦東久男・租税判例 (二○一一)、今本啓介・租税判例百選〔第七版〕一九六頁(二○二一)、酒井克彦・税弘五五巻五号一八五頁 判例評釈として、川神裕・平成一八年度最高裁判所判例解説 〔民事篇〕 〔上〕 六一五. 頁 百選 (二〇〇九)、太田幸夫・ 〔第五版〕 一七六頁
- 11 経詳報社二〇一九)参照 クリーンハンズの原則の租税法への適用問題については、 酒井克彦『ステップアップ租税法と私法』

○七)など参照

- (12) 金子宏ほか『法律学小辞典〔第三版〕』二九頁(有斐閣一九九九)。
- (13) 芝池義一『行政救済法講義〔第三版〕』一八五頁(有斐閣二〇〇六)。
- 求人が株主である同族会社との間の不動産の賃貸借に係る取引が、請求人の所得税の負担を不当に減少させる結果と たところ、作成していないとの理由で提示されなかったなどとして、青色申告の承認の取消処分をし、 加算税の各賦課決定処分をしたことから、請求人が、これらの処分の全部の取消しを求めた事案である。 なるとして、所得税法一五七条《同族会社等の行為又は計算の否認等》を適用して所得税の各更正処分及び過少申告 同事件は、 原処分庁が、審査請求人(以下「請求人」という。)に対し、 ①事業に関する帳簿書類の提示を求め ②請求人と請
- 大ジャーナル二二号二一七頁(二〇一三)参照。 この事件を扱った論稿として、河合厚「違法ではなく不当として青色申告の承認取消処分を取り消した事 税
- (16) 判例評釈として、清永敬次・シュト二六号一○頁(一九六四)参照。
- 特定して摘示しなければならないとされた事例である。 であるかを付記するのみでは足りず、 この事件は、 青色申告承認取消処分の通知書には、 取消しの基因となった事実をも処分の相手方において具体的に知り得る程 その取消しが旧法人税法二五条八項各号のいずれ 判例評釈として、佐藤繁・昭和四九年度最高裁判所判例解説

- 〔民事篇〕二八七頁(一九七七)、中川一郎・シュトー四六号一頁 (一九七五)、畠山武道·法民九一号三五頁(一九七四)、 租税判例百選 〔第二版〕一五二頁(一九八三)、高梨克彦・判評一九二号七頁(一九七五)など参照 藤田宙靖・税務事例八巻三号六頁(一九七六)、 (一九七四)、保木本一郎・ジュリ五八三号一六二 田
- 18 区別を相対化するものと解されている 規範的授権の範囲と解される(規範的授権論)。規範的授権論は、 (海老沢・前掲書一二七頁)。 裁量論と判断余地論(海老沢・前掲書八三頁)
- 19 これは、 所得税法一五○条一項の趣旨を踏まえた同規定の適用に関し留意すべき事項等の取扱いを定めたもの
- するにふさわしくない場合について行うこととし、この場合の取扱基準の整備等を図ったものである。」と、 趣旨を述べている。 取消しについて(事務運営指針)」〔最終改正:令和四年六月二四日〕は、「法人の青色申告の承認の取消しは 一二七条第一項各号に掲げる事実及びその程度、 このほ かにも、 平成一二年七月三日付け国税庁長官通達(課法二―一〇ほか三課共同) 「法人の青色申 記帳状況、 改善可能性等を総合勘案の上、 真に青色申告書を提 同通 0) 承
- $\widehat{21}$ 与等の支払事務を取り扱う事務所、 この場合の新たに源泉徴収義務者となった者については、 判例評釈として、藤谷武史・平成一九年度重要判例解説 事業所その他これらに準ずるものを設けた者(給与等の支払事務を取り扱う事 [ジュリ臨増] 同通達には、その税務署の管轄区域において新たに給 四二頁(二〇〇八)

所等の移転に伴い他の税務署の管轄区域から転入した者を除く。)旨が注意事項として示されていた。

7 場合には、 政 対する行政庁の解釈が行政先例法としての意味を有するものであるか否かについては議論の余地があろう。また、 に対する三つの制約原理の一つとして、「納税義務を軽減・免除する等、 先例法として成立していないとしても、平等取扱原則に反して許されない」とされておられ、 ロの制 金子宏 場合に、 約原理として、 租税行政庁はそれに拘束されそれに反する処分をなしえない」とされるが、本稿で示す「正当な理 『租税法 合理的理由がないにもかかわらず特定の納税者を不利益に扱うことは、 [第二四版]』八六頁(弘文堂二〇二一)。もっとも、金子宏東京大学名誉教授は、 「租税行政庁が、 納税者に有利な解釈・適用を広く一般的に行いそれを是正する措置 納税者に有利な行政先例法が成立 たとえ上の解釈・適用が行 加算税通達の平等取 してい 原 る 則

そして三つ目として、「租税法においても、 扱 通達の取扱いに反する処理がなされるような場合には、この問題も惹起され得るであろう。 るべきであり、その範囲で合法性の原則が制約を受ける」とされており、これについても、 11 の議論はあり得るところであろう(最高裁令和四年四月一九日第三小法廷判決・民集七六巻四号四一一頁参照 個別的救済の法理としての信義則ないし禁反言の法理の適用 本稿で示す加算税に係る が 認められ

24 する機能説 できないような行為は裁量行為であり、通常人の経験則で判断することが可能である場合には覊束行為とみるべきと 例であるかどうかという観点から、 べきとする効果説 制限ないし侵害する行為は覊束行為であり、 の規定の仕方で判断すべきであり、不確定概念については、 から覊束行為であり、 (要件裁量論・文言説。 郎「裁量処分の取消し」法教二六三号三七頁(二〇〇二))などがある。 さりとて、裁量行為と覊束行為との峻別は重要な関心事項の一つであろう。行政行為の要件認定の段階たる要件 (藤田 宙靖 (効果裁量論・性質説。原田・前掲書一四九頁) のほか、裁判所の判断を優先させるのに適当な事 法律が要件を定めておらず公益判断に委ねている場合には、 原田・前掲注(4)一四九頁)、行政効果の決定の段階で判断すべきであり、 『行政法I 〔第四版〕 機能的あるいは合目的的に判断すべきとし、 総論 国民に権利利益を付与する行為は特段の定めがない限り裁量行為とみる 一〇四頁 要件を規定していれば、それは法律の解釈の問題となる (青林書院二〇〇三)、 専門技術的知識を有しない 裁量行為とみるべきとする要件説 原田・前掲書一 国民の権利利益を 五〇頁、 限り判